

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月二日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺晃彦

青森県後期高齢者医療広域連合条例第三号

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和二年青森県後期高齢者医療広域連合条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和元年度分及び令和二年度分」を「令和元年度分から令和三年度分まで」に、「令和二年二月一日から令和三年三月三十一日」を「令和二年二月一日から令和四年三月三十一日」に改める。

附則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。